

# 中小企業 経営者の



## 相続


事例集

# TROUBLE

なぜ家族まで  
巻き込まれた?!





 始めに .....	3
---	---

## 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース1:兄弟間でのトラブル .....	4
登場人物紹介 .....	4
事例内容 .....	5
ポイント、どうすれば良かったか .....	6

ケース2:昔経営していた会社に関するトラブル .....	7
登場人物紹介 .....	7
事例内容 .....	8
ポイント、どうすれば良かったか .....	9

 最後に .....	10
---	----



近年「相続」「終活」「遺言書」といった言葉を新聞やテレビで見ない日はありません。これだけ相続について広く認知されていますので、ご自宅の不動産や預貯金などについては、ご自分たちの老後はこうしよう、子供たちにはこういう風に遺していこう等、考えていらっしゃる方が多いのではないのでしょうか。

「自宅については夫婦 2 人とも元気なうちは残しておき、どちらかが亡くなったら売却して残った 1 人が老人ホームに入る資金にしよう。」

「同居している長男夫婦には自宅を遺してあげよう。ただ次男夫婦が不満を持つといけないので、預金と生命保険でバランスを取ろう。」

などなど。

ただ対策が後回しにされがちなのが、上場されていない中小企業の株式です。

オーナー経営者の中には、事業承継の必要性を十分に認識されていながらも、後継者に経営権を渡すことを躊躇して、株式の承継が後回しになっていらっしゃる方も多く見受けられます。

また、ご家族の予想外のところで関わっていた中小企業に関する株式などをお持ちのケースもあります。

この小冊子では代表的なケースを例に、中小企業の事業承継についてどのようなトラブルが起こるのかを見ていきたいと思えます。



# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース1 兄弟間のトラブル



### 登場人物



吉田直正 (70歳)

中小企業のオーナー経営者。奥さんは数年前に亡くなり、今は自宅で1人暮らし。一郎、次郎の2人の子供がおり、近い内に一郎に会社を引き継ぎ、引退を考えている。



吉田一郎 (42歳)

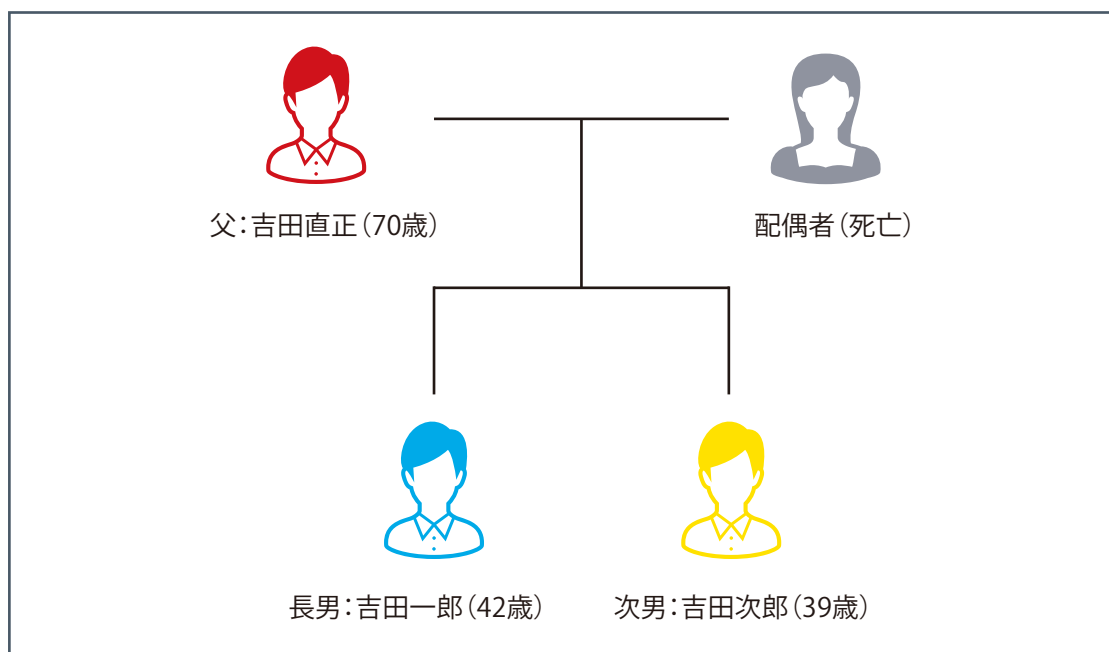
直正の長男。高校卒業後に家業を手伝い始め、父と二人三脚で会社を大きくした。会社内外に後継者として認識されている。



吉田次郎 (39歳)

直正の次男。家業には関わったことがなく、大手企業に勤務している。

### 関係図





# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース1 兄弟間のトラブル

吉田直正さんは自動車部品の製造工場を営んでいます。若くして会社を立ち上げ、一代で従業員100人規模の会社に成長させてきました。

長年仕事一筋で生きてきたため、会社以外に個人で所有している財産はほとんどありません。

あるのは自宅不動産と生活資金としての預金が2,000万円ほどです。

会社には運転資金としての預金が3億円ほど、その他に工場の土地・建物を所有しています。工場の敷地は数十年前に安く手に入れることができたのですが、近隣の再開発に伴い地価が上昇し、もしも今売却すれば5億円にはなるそうです。会社の株式は100%直正さんが所有しています。

直正さんは、子供に会社を継いでもらいたいと昔から決めており、一郎さんは高校卒業後すぐに会社を手伝わせていました。次郎さんにも会社を手伝わせるか迷ったこともあったのですが、兄弟2人とも会社に入ることは将来トラブルのもとになると考え、一郎さんを会社の後継者にすることに決め、次郎さんは大学に進学させ、大手企業に就職させることにしました。

直正さんはそろそろ自分は引退して一郎さんに会社を引き継ぐ時期が来たと考え、財産の分け方についての自分の考えを子供たちに伝えました。

その内容は、

- ・一郎さんには会社の株式を全て引き継がせる。
- ・次郎さんには自宅不動産や預金など残りの財産全てを引き継がせる。

というものでした。

一郎さんも次郎さんも既に自宅は所有していますので、次郎さんは直正さんの自宅を売却すれば数千万円の現金を得ることが出来る筈です。一郎さんには現金に換えられる財産を引き継がせることが出来ませんが、後継者なので我慢してもらうしかない、と直正さんは考えていました。

ところが、文句を言い出したのは次郎さんの方でした。

「父さん、ちょっと待って。会社の株式を全て兄さんが引き継ぐということは、工場の土地も兄さんが1人で自由に出来るってことでしょ?!もしも今土地を売れば5億円にはなるって、この前言ってたじゃないか。

僕の方は父さんの家を買ったって1億円にもならないよ。それに兄さんは父さんの後継者として会社のお金で飲みに行ったり、良い車に乗ったりしてるらしいじゃないか。これは余りにも不公平だよ!!」



# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース1 兄弟間のトラブル

これには一郎さんも黙っていませんでした。

「何を言ってるんだ、工場はこれからもずっと続けていくんだから、土地なんて売れる訳ないじゃないか!

飲みに行くのは取引先の接待だし、だいたい中小企業の経営者なんて365日休みが無い様なものなんだから、傍で見てるほど楽じゃないぞ。それに俺が会社を手伝い始めた頃は、まだ従業員5名くらいの町工場だった。正直、大企業のサラリーマンになれたお前が羨ましかったよ。会社がここまで大きくなったのは父さんだけでなく、俺だって必死に頑張ったからなんだぞ!」

「それとこれとは話が別だよ、会社の株は父さんの財産なんだから。とにかく父さんが考えを改めてくれないなら、僕にも考えがあるからね。」

直正さんは、ほとほと困ってしまいました……

### ポイント

中小企業の株式というものは、直ぐにお金に換えられる財産ではないので、その価値を見落としがちです。ただ長年の経営の成果として財産が蓄えられている場合、特に土地を安価に購入されている場合には、株価が非常に高くなっている可能性もあります。

「隣の芝生は青く見える」と言いますが、サラリーマンである次郎さんからは経営者となる一郎さんの立場が羨ましく見える、これも良くあるパターンです。

### どうすれば良かったか

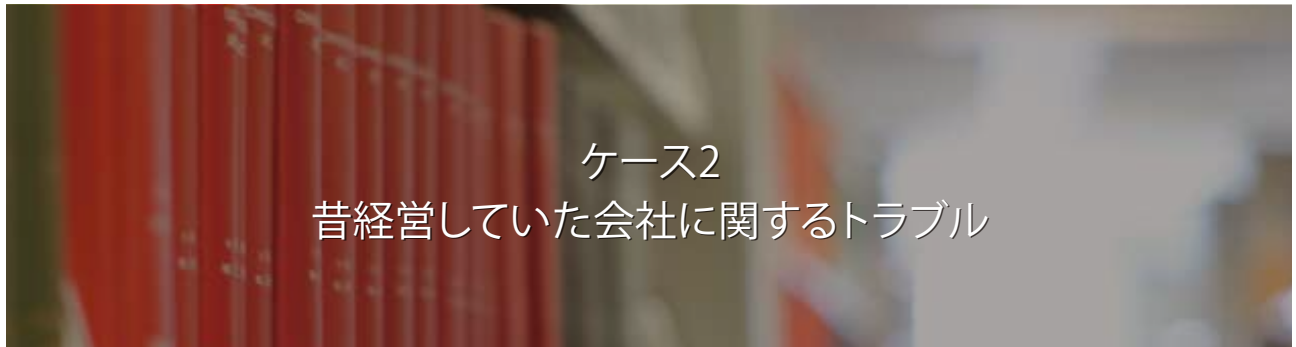
早い段階で一郎さんを後継者と決めていたのであれば、一郎さんへの株式の移動も検討しておくべきでした。従業員も少なく財産の蓄積も少ない段階であれば株式の評価額も安かった筈ですので、税金の心配をすることも無く株式を移動させることも可能でした。財産も増え、株価が高くなった後では、移動させるには税金の心配もしなければなりませんし、後継者ではない次郎さんとのバランスも考えなければならなくなります。

経営の実権を早い段階で後継者に渡すことに抵抗があるのであれば、経営の実権は自分に残して、会社財産の権利だけを後継者に移していく方法も考えられます。



# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース2 昔経営していた会社に関するトラブル



### ケース2 昔経営していた会社に関するトラブル

#### 登場人物



塩澤一哉 (67歳)

出版社に勤務していたが、40歳のときに後輩の杉山雄一と独立して会社(K Y企画)を立ち上げる。2年前に引退し、K Y企画の経営は杉山に任せていたが、突然の病により急逝。



塩澤真由美 (64歳)

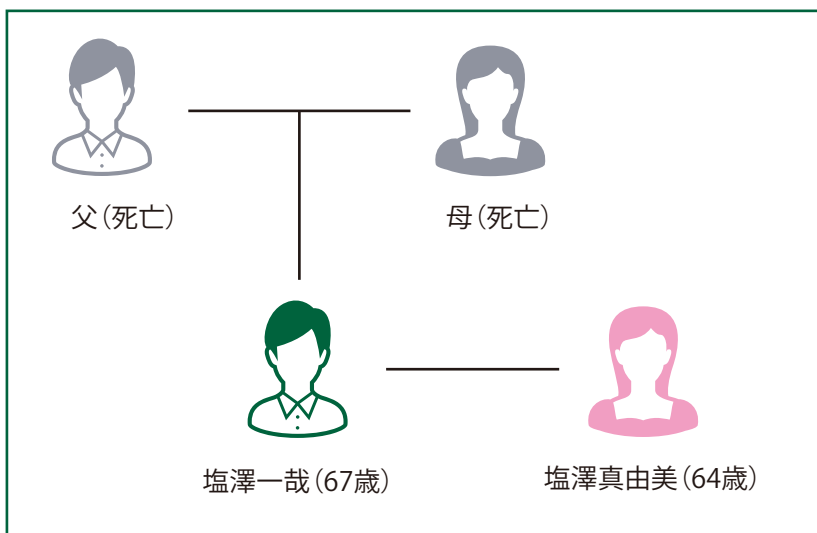
専業主婦。子供は無く、夫の両親は既に他界している。



杉山雄一 (58歳)

塩澤一哉の出版社時代からの後輩。K Y企画には当初から取締役として参画し、2年前からは一哉の後を引き継いで社長を務めている。

#### 関係図





# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース2 昔経営していた会社に関するトラブル

塩澤真由美さんは、夫である一哉さんを突然の病によって亡くし、悲嘆にくれています。一哉さんは、自分が立ち上げたK Y企画を2年前に杉山さんに任せて引退し、落ち着いたら夫婦2人で旅行や趣味を楽しみ、悠々自適に暮らそうと話していた矢先でした。一哉さんは社長を杉山さんに任せた後も月に2~3回程度はK Y企画にも顔を出し、色々と打ち合わせをしていた様ですが、真由美さんは詳しいことは知りませんでした。

四十九日も済んだある日、杉山さんが自宅を訪ねてきました。杉山さんとは出版社時代から家族ぐるみの付き合いをしており、塩澤さん夫婦にとって弟のような存在でした。一哉さんの葬儀についても杉山さんとK Y企画の社員が中心となって取り仕切ってくれ、身寄りの少ない真由美さんは大変助かりました。

一哉さんの思い出話や世間話が落ち着いたころ、杉山さんが切り出しました。

「真由美さん、K Y企画のことなんだけど、実はまだ塩澤先輩が70%の株式を持っているままなんだ。」

「あら、そうなの？株って言われても私には良く判らないけど、K Y企画のことはもう全部杉山さんに任せていたのかと思ってたわ。」

「社長は2年前から僕に任せてもらっているよ。ただ社長であるということと株を持っているというのは別の問題なんだ。K Y企画は塩澤先輩が70%、僕が30%お金を出し合って作った会社で、今も持ってる株の割合もそのままなんだ。」

「あら、そう。それで私はどうすれば良いの？一哉さんと杉山さんが作った会社だから私も愛着はあるけど、会社のことは何も判らないし・・・」

「真由美さん、今日はその話をしに来たんだ。先輩にはお子さんもお兄弟もいないし、ご両親も既に亡くなってるから、先輩の財産は全て真由美さんが相続することになるよね。だからK Y企画の株式も真由美さんが相続することになるんだ。それでK Y企画の株式なんだけど、顧問税理士に相談したところ、どうやら先輩の持っている分だけで2億円の価値があるらしいんだ。」

「そんなにするの！じゃあ私はK Y企画から2億円もらえるの？」

「いや、真由美さんが望めば株は買い取らせてもらうけど、正直そんな金額は出せないと思う。僕個人にそんなお金は無いし、会社のお金は運転資金だし、何かあったときの備えも必要だから。」

「それはなんとなく判るわ。私も会社を困らせたくは無いし、そんな大金をもらいたい訳でもないから。」

「じゃあ私がそのまま株を持っていれば良いのね？」







# 中小企業の事業承継に関するトラブル事例

## ケース2 昔経営していた会社に関するトラブル

「もちろんそれでも構わないよ。ただ問題は相続税のことなんだ。さっきも言った様に先輩の財産は全て真由美さんが相続するから、相続税も全て真由美さんが負担することになるよね。真由美さんが相続するK Y企画の株式だけで2億円の評価になる。

それだけじゃなくて、以前K Y企画の資金繰りが苦しかった時に、先輩は5,000万円をK Y企画に貸していて、それがそのままになっているんだ。だからその5,000万円も先輩の財産となって相続税の対象となるらしいんだ。先輩個人の財産のことは判らないけど、少なくとも数千万円、もしかしたら1億円以上の相続税がかかるかもしれないってK Y企画の顧問税理士が言うんだ。」

「そんなにかかるの!!」

「先輩が引退した後も会社に顔を出してくれていたのは、その打ち合わせのためだったんだ。先輩が僕に言ってくれていたのは、自分たちには子供がいないから2人で暮らせるだけのお金があればそれで良い、K Y企画の経営に支障が無い金額で引き取ってもらえば良いからって。僕もその方法について顧問税理士や金融機関と相談をしていたんだけど、突然こんなことになってしまって・・・」

「あの人ならきっとそう言うわね。でもそんな税金を払えるお金は無いし、私はいったいどうすれば良いの・・・」

### ポイント

会社を経営していた場合、経営者を引退した後も株式をそのまま持っている場合があります。また会社の資金繰りの都合上、会社に対して運転資金を貸し付けていたということも良くあります。後継者に経営を譲る際にこれらの財産の処理についても決着していれば良いのですが、後継者が長年会社に勤めていた番頭さんの様な方の場合、相続人が後継者である場合と違ってそれなりの対価を得て引き渡すのが通常ですので、決着までに時間を要することが多いです。

### どうすれば良かったか

今回のケースでは当事者同士で相談を進めていて、それ自体は良いことでした。ただ人間誰もいつ何があるか判りませんので、「もしも」のことを想定して進めておけば更に良かったです。例えば貸付金を資本に組み入れることや、会社の株価を引き下げるための対策を取っておけば、どの様に引き継ぐかが決まる前でも財産の評価額を低く抑えておくことも可能だった筈です。



非上場企業の株式というものは、上場企業の株式と違い市場で売買されているものではないので、直ぐにお金に換えられる訳ではありません。ただ会社を誰かに売却する、あるいは会社を解散することになった場合などには多額のお金に換わる可能性もあります。そうでなくても会社の業績が良ければ配当を貰えることもありますので、直ぐにお金に換えられなくても無価値という訳ではありません。相続や贈与の際などには税務上の評価額が適用されることになり、会社の状況によってはその金額が非常に多額になるケースがあります。

先程の2つの事例は他人事ではありません。日本の会社の約99%は中小企業、働く人の約70%は中小企業に勤めています(中小企業庁『事業承継ガイドライン』より)。事例の様な創業経営者でなくても、役員・幹部社員であった方は会社への貸付金や株式を保有していることも決して少なくありません。この様な財産はご本人ですら認識していないこともあり、ましてご家族は把握していないことがほとんどです。

この様な中小企業の事業承継に関するトラブルには様々なケースがあります。非上場株式の移動に関しては、会社の状況によっては多額の資金が必要となることもありますので、その場合には金融機関の協力も必要となります。

執筆 — 税理士法人レガシィ (<https://legacy.ne.jp>)

## 相続の相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号: 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務: 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間: 年中無休※ 平日11:00~21:00、土日・祝日11:00~19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時点の税制・関係法令などに基づき記載して製作したものです。

今後税務の取り扱いなどが 変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。